

「令和5年度 京都市民営保育園等における新型コロナウイルス感染症に係る
 保育所等事業継続支援事業補助金」補助対象事業例

【前提】

本補助金は、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）が発生した場合に実施した事業が対象となります。

【対象経費として認められる例】 ※補助の対象となる期間については、FAQを御確認ください。

緊急時の職員確保を行う事業	職場環境の復旧・環境整備等を行う事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替者として臨時雇用した保育士等の人件費 ・ 代替者を派遣会社からの派遣で賄った場合の、派遣会社へ支払う手数料等 ・ 紹介業者へ依頼し、代替者を雇用した場合の紹介料等 ・ シフト上休日であった職員を、代替者として休日出勤させた場合の休日勤務手当及びこれに係る法定福利費の事業主負担分 ・ 感染の有無を確認するため、やむを得ず保育所等の負担で職員が受けたPCR検査費用や出勤後の発熱に備えた医療用抗原検査キット購入費用（※） <small>※医療用抗原検査キットは、事業を継続的に実施していくために必要な範囲内のものに限る。</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒清掃等により追加で発生した手当等に係る経費 ・ 施設の消毒清掃に係る物品に係る経費 <small>※石鹼、アルコール消毒液、塩素系漂白剤、洗剤（界面活性剤）、次亜塩素酸水、亜塩素酸水、使い捨て手袋、ペーパータオル、雑巾、ゴミ袋、マスク、ゴーグル等</small> ・ 施設の消毒清掃を委託するための経費（抗菌施工は、感染症の予防を目的としているため、補助対象外）

【対象経費として認められない例】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込手数料、送料 ・ 慰労金 ・ （緊急時の職員確保事業）シフト調整により人員不足が解消した場合の通常人件費（予定より勤務が超過したことによる「かかり増し経費」（法定福利費の事業主負担分を含む）は、補助対象として差し支えありません） ・ 職員の研修受講に係る受講料、交通費。外部講師を招く場合の講演料 ・ 感染者等が発生した場合に職場環境の復旧等を行うに当たって必要となる物品のうち、最終的に職員個人の所有に帰属するものの購入費用 ・ 通常時に着用するためのマスク、フェイスシールド ・ 体温計、オキシメーター ・ 換気扇、空気清浄機、加湿器、家電製品（扇風機、冷暖房器具、洗濯機、パソコンなど） ・ 調理器具、食器類 ・ ソーシャルディスタンス確保のための机や棚等 ・ 空間除菌関連商品（クレベリン、LED照明等） ・ 換気対策のためのCO₂濃度測定器
